

今冬における高齢者施設・障害者施設の 職員への集中的検査

青森県 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
保健医療調整本部

検査の目的

今冬は、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行による発熱患者の急増が懸念されることから、高齢者施設・障害者施設へ抗原定性検査キットを配布し、施設職員の検査を一定期間に頻回実施することで、陽性者を把握し、施設利用者への感染拡大を防止します。

検査の対象者

県内（青森市及び八戸市を除く。）の高齢者施設及び障害者施設の職員（入所系、通所系及び訪問系）

※ 濃厚接触による自宅待機職員がいる場合には、本検査を活用することで、早期の職場復帰に役立てることも可能です。

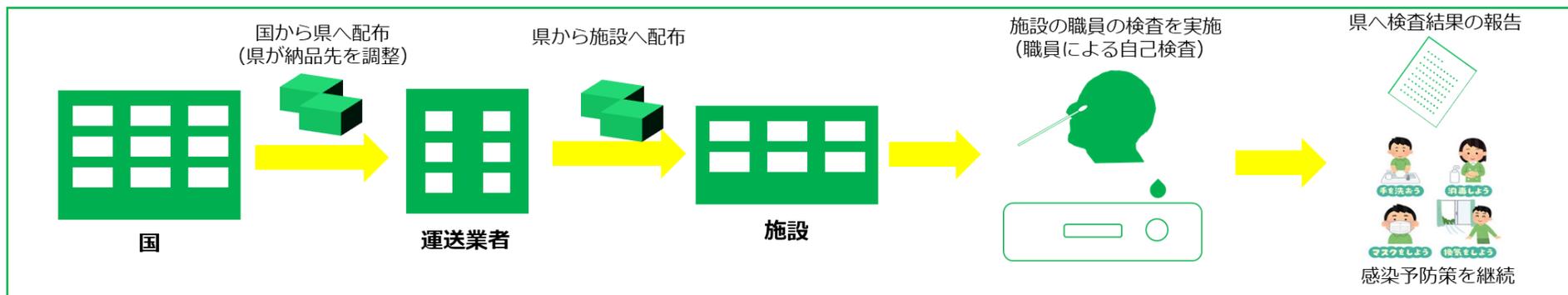
【この様な時は？】

- Q1 施設業務に関わっている外部業者も本検査の対象か？
- Q2 1職員が複数の事業サービスを兼務する場合、何度も検査する必要があるか？



- ・ 配布数量には、外部業者の職員分を見込んでおりませんが、検査キットの数量に余裕がある場合には、外部業者分も検査人数に含めるなど、**柔軟に対応**していただくことが可能です。
- ・ 事業サービス毎の受検は、不要です。

実施内容



- 本検査は、以下のスケジュールで実施予定です。

区分	時期	内容
準備	～12/9（金）頃	検査キットを受領（検査 24 回分）
検査 1 クール	12/12（月）～17（土）	各施設が、検査①～③を実施。※
	12/19（月）～24（土）	各施設が、検査④～⑥を実施。※
	12/26（月）～31（土）	各施設が、検査⑦～⑧を実施。※
	～1/6（金）まで	各施設が、検査 1 クールの実施状況を県へ報告（メール等）
検査 2 クール	1/2（月）～7（土）	各施設が、検査⑨～⑩を実施。※
	1/9（月）～14（土）	各施設が、検査⑪～⑫を実施。※
	1/16（月）～21（土）	各施設が、検査⑬～⑭を実施。※
	1/23（月）～28（土）	各施設が、検査⑮～⑯を実施。※
	～2/3（金）まで	各施設が、検査 2 クールの実施状況を県へ報告（メール等）
検査 3 クール	1/30（月）～2/4（土）	各施設が、検査⑰～⑱を実施。※
	2/6（月）～11（土）	各施設が、検査⑲～⑳を実施。※
	2/13（月）～18（土）	各施設が、検査㉑～㉒を実施。※
	2/20（月）～25（土）	各施設が、検査㉓～㉔を実施。※
	～3/3（金）まで	各施設が、検査 3 クールの実施状況を県へ報告（メール等）

※各検査は、1日以上間隔を空けて実施。

※（令和4年12月12日更新）
検査キットの配達に遅れが生じ、一部の施設への配達をお待たせしております。順次、配達を行っておりますので、ご不便をお掛けしますが、配達までお待ちくださるようお願いいたします。

実施方法

- ・ 検査実施前に、以下の点を決定しておきます。

- ① 施設の検査全体を管理する検査管理者※を選定する。
- ② 陽性判定時の相談等を行う医療機関を選定する。



検査管理者が事前
学習する内容

※【検査管理者になるには？】

- ・ 特定の資格は必要なく、施設長や特定の職種である必要もありません。
- ・ 「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用する抗原定性検査キットの添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件です。

- ・ 検査は、**検査管理者**の管理下で行い、検査管理者が検査結果の読み取りを行います。

※【濃厚接触による自宅待機職員が本検査を行う場合】

各種SNSアプリ等を活用して、オンライン上で検査管理者が「検体採取の立ち会い」・「検査結果の読み取り」を行うことでも実施可能です。

- ・ 検査結果が陽性だった場合は、配置医師や連携医療機関等に相談し、確定診断を受けてください。

※ 相談の際には、使用した検査キットの製品名・使用期限、検査結果の画像を相談先へ伝えてください。

※新型コロナウイルス感染症コールセンター
(0120-123-801)では、ホームページ
掲載情報以外の機関も案内しています。
必要に応じてご活用ください。



受診先の一例

SARSコロナウイルス抗原キット「GLINE-2019-nCoV Agキット」使用方法

はじめに

① 箱から添付文書を取り出し、しっかり読む



事前の準備

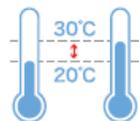
② スムーズに操作できるよう事前に準備をする
ぬぐい液の採取③から判定⑩までは一連の流れとなっています。

- キットの構成がすべて揃っていますか？



※製品写真は1テスト包装品です。予告なく外観等が変更になる場合があります。
※本キットには、写真の構成品のほかに商業用袋が同梱されています。

- キットの温度は室温（20～30℃）に戻っていますか？



- キット箱の穴をくり抜いてチューブ立てにしましたか？



※製品写真は1テスト包装品です。予告なく外観等が変更になる場合があります。

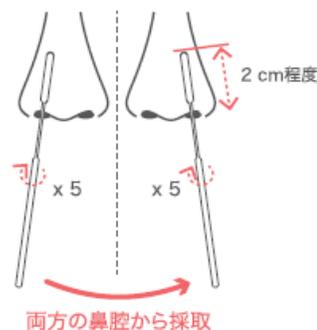
鼻腔ぬぐい液の採取と検体の抽出

③ スワブを鼻孔から2 cm程度挿入する



- ・粘膜部分をぬぐうように、ゆっくり挿入
- ・スワブを5回程度ゆっくり回転
- ・そのまま5秒程度静置
- ・その後そっと引き抜く

④ 同じスワブで、もう片方の鼻腔でも同様に採取



⑤ スワブを抽出液に浸して検体を抽出する



- ・チューブの中でスワブを軽くつまみながら上下させる（15秒以上）
- ・抽出後はしごくようにスワブをチューブから引き抜く

⑥ チューブのふた（滴下チップ）をしっかり装着

- ・ふたを装着した後、軽く指ではじくなどして、よく混ぜる



- <ふたをした後の注意>
滴下チップには穴が開いているので
- ・チューブを強く押さない
 - ・チューブを強く振らない
 - ・チューブをひっくり返さない

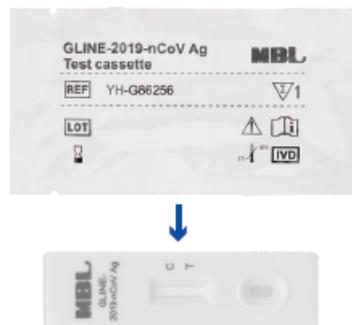


ふたをした後はチューブをキット箱に立てておく。

SARSコロナウイルス抗原キット「GLINE-2019-nCoV Agキット」使用方法

滴下

⑦ 使用する直前に反応カセットを袋から取り出す



⑧ 反応カセットに滴下する



<重要>

- ・反応カセットを水平なところに置く
- ・チューブを反応カセットに対して垂直に持つ
- ・滴下部に約2.5 cm上から3滴滴下
- ・滴下後は室温（20～30℃）で15分間静置

結果判定

⑨ 滴下から15分後に結果判定



<注意>

- ・反応中はカセットを動かさないでください
- ・20分以上経過すると正しい判定ができません

⑩ 判定方法



陽性

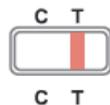
CとT部分にラインが認められる

ラインの色味や濃さによらず、
両方のラインが確認できたら陽性としてください。



陰性

C部分のみにラインが認められる

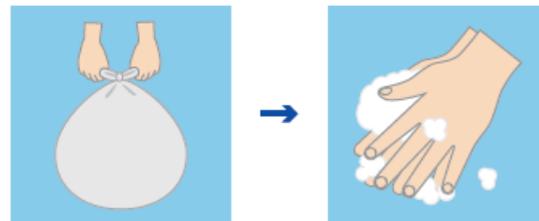


無効

C部分にラインが認められない

判定できません。
新たなキットで検体採取からやり直してください。

使用済みキットの廃棄



ご家庭等で使用したキット(スワブやチューブ等を含む)を廃棄する際は、ビニール袋に入れてしっかりと縛り密封してください。その後、お住いの自治体の規定に従い廃棄してください。また、ごみを捨てた後は手を石鹸を使ってよく洗う等一般的な感染症対策を行ってください。

参考：環境省ウェブサイト

「ご家庭でのマスク等の捨て方」

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf


操作手順を動画で見る

「GLINE-2019-nCoV Agキットの使い方」

動画でわかりやすく操作方法を紹介しています。

お問い合わせ

0120-531-231

受付時間 | 平日9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

製造販売元

MBL 株式会社 医学生物学研究所

A JSR Life Sciences Company <https://ivd.mbl.co.jp/>

<本社所在地>

〒105-0012

東京都港区芝大門2丁目11番8号 住友不動産芝大門二丁目ビル

抗原検査キットの使用実績

- ・ 県内すべての施設は、各検査クール（1クール：12月分 検査①～⑧、2クール：1月分 検査⑨～⑯、3クール：2月分 検査⑰～⑳）の検査が終了後、翌週金曜までに青森県へ報告をお願いします。

【報告内容】 ①キット使用数 ②キットを使用して陽性判定となった数 等

【報告方法】 **別紙様式**を電子メールで送付

※インターネット環境がない場合に限り、FAXでの報告も可能です。

（送付先）スクリーニング検査係 aomori_covid19_kensa@pref.aomori.lg.jp

FAX 017-734-8004

- ・ 実績報告様式（別紙）には、「適切に検査を実施したことの表明」を兼ねるチェック欄がありますので、忘れずに記入をお願いします。

使用済み抗原検査キットの廃棄について

- ・ 施設が使用済み抗原検査キットを廃棄する際には、契約を締結している産業廃棄物回収業者に取り扱いを確認した上で、廃棄してください。
- ・ 自宅待機職員等が家庭から廃棄する際には、使用后すぐにビニール袋に入れて密封して廃棄してください。

※これらの作業後には、手洗い又は手指消毒を行ってください。



本検査に関するお問い合わせ （受付：12月12日～2月24日）

- ・ ご不明な点がある場合には、別途お知らせするQ&Aをご活用ください。
- ・ Q&Aをご確認いただいても解決しない場合には、以下の問合せ先までご連絡ください。
※ ご質問は、なるべく施設でとりまとめてお問い合わせください。

高齢者施設関係

以下の施設	問合せ先	電話番号
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、ケアハウス、 デイサービスセンター	青森県老人福祉協会	017-731-3755
介護老人保健施設	青森県老人保健施設協会	017-776-3868
認知症グループホーム	日本認知症グループホーム協会 青森支部	0172-37-7300
上記以外の施設	青森県健康福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ	017-734-9297

(令和4年12月12日更新)

障害者施設関係

以下の施設	問合せ先	電話番号
青森県知的障害者福祉協会に所属する施設	青森県知的障害者福祉協会事務局（幸養苑）	017-726-5855 (8時～12時)
上記以外の施設	青森県健康福祉部障害福祉課 障害福祉事業者グループ	017-734-9308